

# 苫小牧市老人福祉法施行細則の制定（案）について

## 1 趣旨

老人福祉法第11条に基づく養護老人ホーム等への入所措置等の事務については、市町村の責任のもと行う自治事務とされており、その事務の能率化を図るため、市町村においては老人福祉法施行細則を制定することとされています。

## 2 制定する規則

老人福祉法施行細則

## 3 制定内容

老人福祉法第11条に基づく養護老人ホームへの措置等に関し、備付書類、老人ホームへの入所等措置決定等の通知、入所の依頼、要措置者の通告、措置費の請求等の事務について規則として規定することにより、措置に係る手続きの明確化を図ります。

### <主な規定内容（抜粋）>

第1条	趣旨	老人福祉法（以下「法」という。）の施行については、老人福祉法施行令、老人福祉法施行規則及び苫小牧市老人福祉施設費用徴収規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
第2条	備付書類	法第10条の4の規定により措置した者については措置台帳を、法第11条の規定により措置した者については措置台帳及びその他の書類を備え、必要な事項を記載しなければならない。
第4条	入所等措置決定等の通知	法第11条の措置を開始又は変更したときは、措置開始（変更）決定通知書により、同条の措置を廃止又は停止したときは措置廃止（停止）通知書により、それぞれ施設等被措置者に通知しなければならない。
第6条	入所の依頼等	法第11条第1項の規定により老人ホームに老人を入所させ、または入所を委託するときは、入所依頼書により老人ホームの長に依頼しなければならない。
第8条	要措置者の通告	民生委員その他の者は、要措置者を発見したときは、福祉部長に通告しなければならない。
第9条	措置費の請求	老人ホームの長等は、毎月分又は毎四半期の措置に要する費用について、その月又はその四半期の最初の月の7日までに、措置費請求書により福祉部長に請求しなければならない。

## 4 施行日

公布の日より施行する